

見附市乳児等通園支援事業の認可等に関する規則をここに公布する。

令和8年3月24日

見附市教育委員会教育長 渡邊 茂夫

見附市教育委員会規則第2号

見附市乳児等通園支援事業の認可等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）及び児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「省令」という。）の規定に基づき、乳児等通園支援事業（以下「事業」という。）の認可等について、見附市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和8年見附市条例第4号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(設置の認可等)

第2条 事業を実施しようとする者は、法第34条の15第2項の規定により、乳児等通園支援事業認可申請書（兼）特定乳児等通園支援事業者確認申請書（様式第1号）を教育長に提出し、認可を得なければならない。

2 教育長は、前項の認可をしようとするときは、法第34条の15第4項の規定により、あらかじめ、見附市子ども・子育て地域協議会条例（令和8年見附市条例第2号）に定める見附市子ども・子育て地域協議会の意見を聴くものとする。

3 教育長は、第1項に規定する申請があった場合において、法第34条の15第5項の規定により認可をするときは、乳児等通園支援事業認可証（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

4 教育長は、第1項に規定する申請があった場合において、法第34条の15第6項の規定により認可をしないときは、乳児等通園支援事業不認可通知書（様式第3号）により、速やかにその旨を当該申請者に通知するものとする。

5 第3項の規定により認可を受けた者（以下「乳児等通園支援事業者」という。）は、当該認可を受けた事項について変更があったとき、又は変更しようとするときは、乳児等通園支援事業者認可変更届出書（様式第4号）を教育長に提出しなければならない。

(廃止又は休止)

第3条 乳児等通園支援事業者が、事業を廃止し、又は休止しようとするときは、法第34条の15第7項の規定により、乳児等通園支援事業認可廃止又は休止申請書（兼）特定乳児等通園支援事業者確認辞退届出書（様式第5号）を教育長に提出しなければならない。

（命令・認可の取消し）

第4条 教育長は、乳児等通園支援事業者が法又は法に基づく処分に違反したときは、乳児等通園支援事業者に対し、期限を定めて必要な措置を講じるよう命じることができる。

2 教育長は、乳児等通園支援事業者が前項に規定する命令に従わないときは、期間を定めて事業の停止を命じることができる。その際、乳児等通園支援事業者がその命令に従わず他の方法により適正な運営が期し難いと認める場合には、認可を取り消すことができる。

3 教育長は、前項の規定により認可を取り消すときは、当該乳児等通園支援事業者に対し、乳児等通園支援事業認可取消通知書（様式第6号）により通知するものとする。

（その他）

第5条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

乳児等通園支援事業認可申請書（兼）特定乳児等通園支援事業者確認申請書

年 月 日

（宛先）見附市教育委員会教育長

所在地 _____
 申請者 氏名（又は名称） _____
 代表者氏名 _____

児童福祉法第34条の15の規定による認可及び子ども・子育て支援法第54条の2第2項の規定による確認を受けたいので、以下のとおり申請します。

事業所の名称			
事業所の所在地			
区分	<input type="checkbox"/> 一般型乳児等通園支援事業 <input type="checkbox"/> 余裕活用型乳児等通園支援事業		
設置者・事業者の主たる事業所の所在地	〒 -		
	電話：		
	メール：		
設置者・事業者の代表者	フリガナ		職名
	氏名		生年月日 年 月 日
事業の開始予定年月日	年 月 日		

様式第2号（第2条関係）

第 号
年 月 日

様

見附市教育委員会教育長

乳児等通園支援事業認可証

年 月 日付で申請のあった乳児等通園支援事業については、児童福祉法第34条の15の規定により、下記のとおり認可します。

記

事業所の名称	
事業所の所在地	
区 分	<input type="checkbox"/> 一般型乳児等通園支援事業 <input type="checkbox"/> 余裕活用型乳児等通園支援事業
設置年月日	年 月 日

様式第3号（第2条関係）

第 号
年 月 日

様

見附市教育委員会教育長

乳児等通園支援事業不認可通知書

年 月 日付けで申請のあった乳児等通園支援事業については、下記により不承認としたので通知します。

なお、この処分について不服のある場合は、行政不服審査法第4条の規定により、この書類を受け取った日の翌日から起算して60日以内に教育長に対して異議申し立てをすることができます。

記

理由：

様式第4号（第2条関係）

乳児等通園支援事業者認可変更届出書

年 月 日

（宛先）見附市教育委員会教育長

所在地 _____

届出者 氏名（又は名称） _____

代表者氏名 _____

児童福祉法第34条の15第2項の規定による認可を受けた事項に変更がありましたので、関係書類を添えて届出します。

1. 事業所の名称等

事業所の名称	
事業所の所在地	〒 _____
	電 話： _____
	メー ル： _____

2. 変更事項

該当するものに○をつけてください。

変更事項	
<input type="checkbox"/>	事業所の名称
<input type="checkbox"/>	事業所の種類
<input type="checkbox"/>	事業所の位置（所在地）
<input type="checkbox"/>	（法人又は団体の場合）定款、寄附行為その他の規約
<input type="checkbox"/>	建物その他設備の規模及び構造並びにその図面
<input type="checkbox"/>	事業の運営についての重要事項に関する規程
<input type="checkbox"/>	経営の責任者若しくは福祉の実務に当たる幹部職員
<input type="checkbox"/>	その他

3. 変更内容

変更内容	
変更年月日	年 月 日
変 更 前	
変 更 後	
変更の理由	

様式第5号（第2条関係）

乳児等通園支援事業認可廃止又は休止申請書
（兼）特定乳児等通園支援事業者確認辞退届出書

年 月 日

（宛先）見附市教育委員会教育長

所在地 _____

申請及び届出者 氏名（又は名称） _____

代表者氏名 _____

児童福祉法第34条の15第7項の規定による認可の廃止又は休止及び子ども・子育て支援法第54条の3において準用する同法第48条の規定による確認の辞退をしたいので、以下のとおり申請及び届出します。

事業所の名称	
事業所の所在地	〒 -
	電話： _____ メール： _____
廃止又は休止及び廃止の理由	
現に乳児等通園支援を受けている児童に対する措置	
廃止又は休止及び確認を辞退する予定年月日	年 月 日
（廃止の場合） 財産処分	

様式第6号（第4条関係）

第 号
年 月 日

様

見附市教育委員会教育長

乳児等通園支援事業認可取消通知書

年 月 日付で 第 号で認可した乳児等通園支援事業について、下記の理由により認可の取消を決定したので通知します。

なお、この処分について不服のある場合は、行政不服審査法第4条の規定により、この書類を受け取った日の翌日から起算して60日以内に教育長に対して異議申し立てをすることができます。

記

理由：